

特級の受検資格について

受検案内5ページの「4. 受検資格」について、【特級】の受検資格に関する記載を追加いたします。
【特級】を受検申請いただく際は、下表をご参照くださいますようお願い申し上げます。

4. 受検資格

技能検定の受検資格は、職業訓練歴や学歴により定められています。受検する場合には下表のとおりの実務経験年数（※1）が必要です。 （単位：年）

受検対象者（※2）		特 級	1 級		2 級		3 級 （※3）	単一 等級			
		1 級 合格後	2 級 合格後	3 級 合格後	2 級 合格後	3 級 合格後					
実務経験のみ		5	7	2	4	2	0	0 ※9	3		
専門高校卒業 ※4 専修学校卒業(大学入学資格付与課程に限る)			6			0		0	1		
短大・高専・高校専攻科卒業 ※4 専門職大学前期課程修了 専修学校(大学編入資格付与課程に限る)卒業			5			0		0	0		
大学卒業(専門職大学前期課程修了者を除く) ※4 専修学校(大学院入学資格付与課程に限る)卒業			4			0		0	0		
専修学校又は各種学校卒業 (厚生労働大臣が指定した ものに限る) ※5	800h以上		6			0		0	0 ※10	1	
	1,600h以上		5			0		0	0 ※10	1	
	3,200h以上		4			0		0	0 ※10	0	
短期課程の普通職業訓練 修了 ※6 ※11	700h以上		6			0		0	0 ※8	1	
普通課程の普通職業訓練 修了 ※6 ※11	2,800h未滿		5			0		0	0	1	
	2,800h以上		4			0		0	0	0	
専門課程又は特定専門課程の 高度職業訓練修了 ※6 ※11			3			1		2	0	0	0
応用課程又は特定応用課程の 高度職業訓練修了 ※11			1			0		0	0	0	
長期課程又は短期養成課程の 指導員訓練修了 ※11 ※12		1 ※7		0 ※7	0	0	0				
職業訓練指導員免許取得		1		—	—	—	0				
長期養成課程の指導員訓練修了 ※11 ※12		0		0	0	0	0				

※1 実務経験年数（検定職種に関するものに限る）は令和5年10月13日現在で算定する。

※2 検定職種に関する学科、訓練科又は免許職種に限る。